

特別委員会の設置について

- 1 設置の根拠 地方自治法第109条及びつくば市議会委員会条例第5条
- 2 調査期間 調査終了までとし、閉会中も継続審査とする。
- 3 委員会名称、付議事件及び委員定数

名 称	付 議 事 件	委員定数
ジオパーク・道の 駅推進特別委員会	ジオパーク及び道の駅に関する調査・研究	9人
最終処分場に関する 調査特別委員会	最終処分場に関する調査・研究	9人
公共交通調査特別 委員会	公共交通の在り方に関する調査・研究	9人